

「消防団員の確保方策等に関する検討会」 報告書の概要

地域防災室

1 消防団員の確保方策等に関する検討会

消防団は「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核として地域の安心・安全を守るとともに、日頃から地域コミュニティの維持及び活性化にも大きな役割を果たしている。

平成25年12月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が成立し、本法律の趣旨を踏まえ、消防団の充実強化に向けた様々な取組が行われているが、消防団員数は年々減少を続けている。

災害が多様化・大規模化し、今後大規模地震等の発生も危惧される中、消防団員の確保が不可欠であるため、消防庁では平成29年10月から、有識者や実務者等を委員とした「消防団員の確保方策等に関する検討会」を開催し、多様化する役割に応じた消防団員確保、多様な人材の活用に向けた工夫、消防団員の活動環境の整備等について、議論を行った【資料1参照】。

2 報告書の概要

本検討会の検討結果が報告書として取りまとめられ、平成30年1月9日に公表されたところである。

報告書のポイントは、大きく、「消防団の役割の多様化への対応」、「多様な人材の活用に向けた工夫」、「消防団員の活動環境の整備」の3つに分けられる【資料2参照】。

(1) 消防団の役割の多様化への対応

- ① 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方
全国の消防団員数は年々減少し、地域の防災力の低

下が懸念される。

消防庁が全国の地方公共団体に対して行った「消防団の実態に関するアンケート調査」では、約半数の団体が「消防団員数が不足している」との結果であった。特に小規模な団体では「消防団員数が不足しており活動に支障が出ている」と回答しており、消防団員の確保が喫緊の課題であると認識されていることが伺える。

また、都市部では、特に大規模災害時の消防団員確保に懸念があることが明らかとなった。

② 基本団員確保を中心とした消防団員確保

地域のあらゆる主体が連携して地域防災力を向上させるにあたり中核となるのは、地域に密着し日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得し、動員が確保されている消防団であり、引き続き消防団員の確保に努める必要がある。

特に、消防団の中核としてあらゆる災害に対応することができる「基本団員」を一定数確保することが引き続き重要である。基本団員を確保するに当たっては、活動の負担等を考慮する必要がある。

③ 基本団員に対する訓練の充実

消防団の中核となる基本団員については、災害時に求められる多様な役割を十分に果たすことができるよう、その質の確保も重要となる。このため、操法訓練のみならず、その他災害時に求められる多様な役割を果たすために必要な知識・技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うことが必要である。

④ 消防団の知名度・イメージアップ

消防団員の確保に向けて、まずは広く一般の住民を



対象に消防団の知名度・イメージアップを図る必要がある。

特に、消防団に入団するルートの多様化のため、女性・学生・事業所・自主防災組織等、多様な人材の確保のための働き掛けが重要となる。

このため、動画やCM、新聞、テレビ、インターネットのニュースサイト等において、消防団が取り上げられる機会を確保することも有効である。

⑤「大規模災害団員」の導入

消防団員の確保には、あらゆる災害に対応できる「基本団員」の確保が基本となるが、本業の多忙等により、あらゆる災害に出動し様々な活動にも参加する基本団員になることが困難な者も多く、基本団員の確保は容易ではない。また、大規模災害時には、消防団の役割の増加・多様化のため、基本団員だけでは十分に対応することができない場面も想定される。

このような中で、機能別団員制度を導入している団体が増加してきており、大規模災害時に活動する機能別団員も一定割合導入され、消防団員数確保に効果を上げている。その一方で、「活動内容、所属、処遇等をどのように設計したらいいか分からない」等の理由により、機能別団員制度の導入に至っていない団体も存在している。

したがって、大規模災害時に限定して出動し基本団員だけでは対応できない役割を担う「大規模災害団員」の枠組みの例を示し、各団体において導入を促進することが有効と考えられる【資料3参照】。

こうした制度を導入することにより、大規模災害時の人手不足の解消に資するのみならず、基本団員が高度な技術を要する消火活動や救助活動に専念できるとともに、捜索等の消防団活動が長期化した場合の交替要員の確保につながるといった効果も期待できる。

⑥ 自主防災組織等の強化と消防団との連携

大規模災害時に多様化・増加すると想定される役割は消防団のみが担うのではなく、様々な組織が適切な役割分担と連携協力の下、地域全体で対応することが重要である。

このため、消防団員の確保に加え、自主防災組織等そのものの対応能力の向上が不可欠である。

自主防災組織等のレベルアップのためには、その活動を率いる自主防災組織等のリーダー等の育成が必要である。

地方公共団体は、地域の防災活動に関する知識が豊富な人材（消防団員や防災士等）を指導者として、自主防災組織等のリーダー育成の取組を進めるべきであり、国においては標準的な教育訓練のカリキュラムや教材を作成するなど、地方公共団体の取組を支援していくことが必要である。

あわせて、平時・非常時ともに、適切な役割分担の下、自主防災組織等と消防団との連携を強化することが必要である。

そして、消防団が、平時には自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担うとともに、災害時には自主防災組織等の指揮をとるなどの役割分担が考えられる。また、自主防災組織等の活動の中心となる者が「大規模災害団員」となり、消防団との連絡調整等を行いつつ他の住民を指揮するといった連携方策も考えられる。

⑦ 消防団の応援出動

大規模災害時には、管内の消防力だけでは対応が不可能な場合も想定される。

消防団員は他に生業等を有していること等から、離れた地域へ長期間応援出動することは難しい事情もあるが、比較的短期間、近接した地域であれば、消防団が応援出動することも考えられる。

(2) 多様な人材の活用に向けた工夫

消防団員数が年々減少し、通常の災害対応に係る担い手が不足するとともに、大規模災害を想定すると更に地域の防災力の低下に係る懸念が大きくなることから、女性や地方公務員、消防職員OB・消防団員OB、学生等の多様な人材を消防団への参加を促すことが必要である。

特に、更なる女性や地方公務員の入団促進、大学等と連携した学生の入団促進・先進事例の横展開が必要であ

る。また、被用者の入団促進に向けて、事業所の消防団活動に対する理解・協力を得ることが不可欠である。消防団活動に協力する事業所等を検証する「消防団協力事業所制度」については、未だに同制度を導入していない地方公共団体における速やかな対応とともに、事業所に対する効果的なメリット（事業税の減税措置、入札参加資格の加点等）を用意することが必要である。

また、事業所の自衛消防組織の構成員の入団、事業所が所有する重機・バイク等を活用した消防団への協力、「大規模災害団員」のなり手確保のための組織的な協力等について、事業所や経済団体に働き掛けること等有効である。

(3) 消防団員の活動環境の整備

多様な層が消防団に入団した後も、それらの者が消防団活動を継続しやすい環境を整備することが必要であるため、特に、以下に掲げるような観点から消防団員の活動環境の整備に努めるべきである。

① 転居や本業の多忙に伴う退団等への対応

転勤や進学に伴う転居により退団する層が存在することを踏まえ、転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにする仕組みづくりが必要である。

② 本業の多忙等に伴う退団への対策

本業が多忙等の理由で消防団活動への参加が困難となり退団する消防団員が見受けられるため、このような理由により退団が見込まれる者については、活動を限定した「大規模災害団員」への移行や団員の身分を保持したまま一定期間活動を休止できる休団制度の活用が有効である。

③ 役職を退くこと等による退団への対策

団長・分団長・部長等に付いていた団員が役職を退いた後、退団するのではなく、団員の階級に戻り消防団にとどまることや、「大規模災害団員」として、経験や知見を生かして活躍してもらうことが有効と考えられる。

④ 処遇・装備の改善等

年額報酬や出動手当については、既に消防団員となっている者に報いるのみならず、今後入団が見込まれる者について入団の意欲を高めるためにも高い水準になることが望ましい。特に年額報酬等が低い地方公共団体においては、地方交付税単価（年額報酬36,500円、1回当たり出動手当7,000円）を踏まえ、早急にその引上げを行う必要がある。

3 大臣書簡、消防庁長官通知

本検討会報告書を踏まえ、平成30年1月19日付で、都道府県知事及び市町村長に対して、野田総務大臣からは書簡を、消防庁長官からは通知を発出したところである【資料4参照】。

各地方公共団体におかれては、地域防災力の充実強化のため、より一層の取組を行っていただきたい。

問合わせ先

消防庁地域防災室
TEL: 03-5253-7561



「消防団員の確保方策等に関する検討会」

資料1

1. 趣旨

- 近年、災害の多様化・大規模化に伴い、消防団の役割が多様化しており、更に今後、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害の発生が危惧されているところ。
- 一方で、消防団員数は平成2年には100万人を割り、以降も年々減少している。
- 多様化する消防団の役割を踏まえ、特に大規模災害時のマンパワー確保等のために必要な消防団員のあり方や多様な人材の確保方策等について検討する。

2. 主な検討事項

1. 大規模災害等における消防団の役割の多様化への対応

特に大規模災害時に消防団に求められる役割を踏まえた消防団員のあり方

2. 多様な人材の活用

女性・学生、自主防災組織や企業の自衛消防組織の構成員等の活用の検討

3. 団員の活動環境の整備

代表的な退団事由、その他課題への対応の検討 等

3. スケジュール

- ・ 第1回（平成29年10月20日）
消防団の現状、論点(案) 等
- ・ 第2回（11月6日）
課題整理、今後の方策の検討等
- ・ 第3回（11月27日）
地域防災のあり方、とりまとめ 骨子(案) 等
- ・ 第4回（12月22日）
報告書(案)
- ・ 報告書公表（平成30年1月9日）

4. 検討会委員 ※ 敬称略、五十音順、○は座長

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ○ 室崎 益輝（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科科長） | 鈴木 浩永（東京消防庁防災部長） |
| 石橋 毅（公益財団法人千葉県消防協会会長） | 瀧本 浩一（山口大学大学院創成科学研究科准教授） |
| 市川 篤丸（岐阜県危機管理部長） | 多田 壽夫（関市消防団長） |
| 市橋 保彦（公益財団法人日本消防協会常務理事） | 靄田 昂宏（京都市右京消防団安井分団(学生消防団員)） |
| 加藤 善彦（新潟県関川村総務課長） | 廣井 悠（東京大学准教授） |
| 櫻川 政子（津市消防団津方面団デージー分団長） | 村尾 尚登（松山市消防局地域防災課長） |
| 重川 希志依（常葉大学大学院教授） | |

「消防団員の確保方策等に関する検討会」報告書のポイント

資料2

1. 消防団の役割の多様化への対応

- 今後の消防団員確保と地域防災体制のあり方
 - 大規模災害の発生が懸念される中、**消防団員の確保と質の向上**を通じ、消防団の災害対応能力を向上させる必要。
 - 消防団のみならず**自主防災組織等との適切な役割分担と連携**のもと、地域防災力を充実強化し大規模災害時の役割に対応することが不可欠。
- 基本団員確保を中心とした消防団員確保
 - **「基本団員」の確保**が引き続き重要であり、役割を果たすために**必要な知識・技術を身につける訓練の実施**が必要。
 - 多様な人材に消防団に入団してもらうため、**消防団の知名度・イメージアップのための取組**や働きかけが重要。
- 大規模災害時のマンパワー確保に係る課題への対応
 - ① **「大規模災害団員」の導入**（別紙参照）
大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う**「大規模災害団員」の枠組み例を示し、各地方公共団体での導入を促進。**
 - ② **自主防災組織等の対応能力の向上、消防団との役割分担・連携強化**が不可欠。特に**自主防災組織等のリーダー育成等**を進めるべき。
 - ③ 大規模災害時、管内の消防力だけでは対応不可能な場合には、**消防団の応援出動**も考えられる。

2. 多様な人材の活用に向けた工夫

- **女性、地方公務員、消防職員OB・消防団員OB、学生等の多様な人材**の消防団への参加を促すことが必要。
特に大学等と連携した学生の入団促進・先進事例の横展開や、少年消防クラブ員OBの入団促進のため、少年消防クラブの運営等で消防署・消防団が普段から積極的に連携することや高校生までクラブ員を継続すること等が必要。
- 消防団員が所属する**事業所の理解促進、消防団協力事業所制度の導入促進、協力事業所に対するメリット等の横展開**等が必要。
- 事業所の資機材等の活用や消防団員のなり手確保のための協力について、**事業所・経済団体への要請、協定締結**等が有効。

3. 消防団員の活動環境の整備

- 転居による退団者について、**転出先でも消防団活動を容易に継続できるようにする仕組みづくり**（消防団員歴を示す紹介状の発行等）が有効。
- 活動実態に見合う**適切な年額報酬や出動手当の支給**、消防団の**装備の集中的・計画的な改善**について、引き続き取り組む必要。

「大規模災害団員」の概要

資料3

＜基本的な考え方＞

「大規模災害団員」は、大規模災害時に新たに業務が発生したり、人手不足となる場合に限り出動

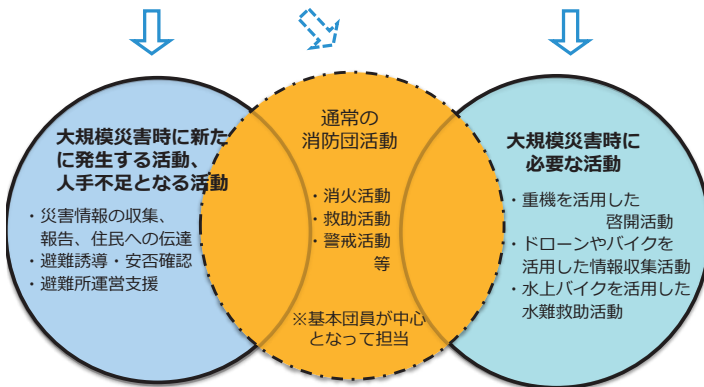
- (例) 災害種別毎の出動例
- 風水害 : 被害が広範囲に及び避難勧告の発令や避難所開設等が必要な場合 等
 - 地震・津波: 震度5強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合 等

※以下はあくまで一例であり、地域によって運用が異なり得ることに留意。

＜活動内容(例)＞

【例1】
大規模災害時に新たに発生する活動等

【例2】
事業所等で所有する
資機材を活用した活動



＜処遇等＞

	「大規模災害団員」	(参考) 基本団員
活動場面	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害 大規模災害を想定した訓練 地域の防災訓練 <small>※式典等には必要に応じて参加</small>	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害 大規模災害を想定した訓練 地域の防災訓練 火災、風水害 操法訓練 救助訓練・ポンプ等点検 救命講習会等の研修 普及・啓発(火災予防運動、年末警戒) 式典等(操法大会、出初式、祭り警備等)
報酬・手当	<ul style="list-style-type: none"> 年額報酬: 基本団員より低額でも可 出動手当: 基本団員と同程度の額 	<ul style="list-style-type: none"> 年額報酬: 条例により規定(交付税措置 36,500円/人/年) 出動手当: 条例により規定(交付税措置 7,000円/回)
退職報償金	<ul style="list-style-type: none"> 条例で退職報償金なしとすることも可 	<ul style="list-style-type: none"> 階級別、勤務年数別に、条例で規定され支給される(消防基金への掛金 19,200円/人/年)
公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害補償の対象(消防基金への掛金1,900円/人/年) 	<ul style="list-style-type: none"> 公務災害補償の対象(消防基金への掛金1,900円/人/年)

総務大臣書簡(各都道府県知事、各市区町村長宛)

資料4

消防団員の確保に向けた取組について
 拝啓
 貴職におかれましては、地域住民の安心安全の確保のために日々ご尽力されていることに、心より敬意を表します。

さて、近年、地震、台風、集中豪雨、火災等の様々な災害や首都直下地震など、さらには南海トラフ地震や首都直下地震など、さらには大規模な災害が発生する可能性も高いとされています。

そうした中で、熊本地震や昨年の九州北部豪雨等の災害においては、消防団が消火救助、警戒、避難誘導などの様々な場面で活躍し、重要な役割を果たしました。災害に際し、地域の安心安全を守るためには、災害中心として地域における防災力を充実強化することが極めて重要です。しかしながら、現在、全国的に消防団員数は減少する傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されています。

このため、総務省消防庁では、平成二十五年十二月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」も踏まえ、消防団員の確保と消防団員の活動環境の整備などを通じて、消防団を中核に地域防災力の充実強化を図ることとしており、特に、以下の三点が重要であると考えています。

まず、大規模な災害が発生する恐れがある中、消防団員の確保と質の向上を通じて消防団の災害対応能力を向上させることです。また、大規模な災害に際して求められる様々な役割を果たすためには、消防団が自主防災組織等と役割を分担し、連携を強化することによって、地域防災力を向上させることも必要です。

貴職におかれましては、あらゆる災害に対応し、消防団の中心となる「基本団員」の確保に引き続き取り組んでいただくようお願い申し上げます。また、大規模な災害の際のメンバー確保に向けて、大規模な災害に限定して出動する「大規模災害団員」制度を導入していただきたく存じます。

次に、女性、地方公務員、消防職員OB・B、消防団員OB、学生などが様々な方々に消防団への参加を促すことが重要です。また、消防団員の約7割を被雇用者が占めていることから、事業所のご理解とご協力も不可欠です。

貴職におかれましては、女性や地方公務員の更なる入団促進、大学等と連携した学生への入団促進など、これらの幅広い層を対象に消防団員の裾野を広げる取組を進めていただくようお願い申し上げます。

あわせて、消防団活動に対する事業所のご理解・ご協力を得るため、地域の事業所や経済団体に直接出向いて働きかけするなど、一層の取組を行っていただきたく存じます。さらに、「消防団協力事業所表示制度」や協力事業所に対する支援策の実施も有効であることから、そうした仕組みの導入などにも積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、消防団員が活動を継続しやすいよう、その活動環境を整備することが必要です。貴職におかれましては、消防団員の年額報酬や出動手当の改善、消防団の装備の集中的・計画的な整備をお願い申し上げます。

私としましては、今後、こうした消防団員の確保と消防団員の活動環境の整備に向けた取組が全国で広く行われるよう、支援施策の充実に更に努力してまいります。

貴職におかれましては、地域防災力の充実強化のため、より一層の取組を行っていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

平成三十年一月十九日
 総務大臣 野田聖子 敬呈
 都道府県知事 殿 (市区町村長 殿)